

所沢市指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年10月1日から 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になりました

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日から施行され、指定の有効期間が従来の無期限から5年間へ変更となりました。

※現行制度で指定を受けている指定事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

| 所沢市から指定を受けた日 | 初回更新までの有効期間 |
|----------------------|-------------|
| 平成10年4月1日～平成11年3月31日 | 令和2年9月29日まで |
| 平成11年4月1日～平成15年3月31日 | 令和3年9月29日まで |
| 平成15年4月1日～平成19年3月31日 | 令和4年9月29日まで |
| 平成19年4月1日～平成25年3月31日 | 令和5年9月29日まで |
| 平成25年4月1日～令和元年9月30日 | 令和6年9月29日まで |

対象となる指定給水装置工事事業者様には、事前に郵送で通知します。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。
届出されている名称や住所が変更されている場合は、変更の手続きをお願いします。

●指定更新の要件は新規指定と同様です

○更新に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款の写し及び登記事項証明書（法人）
~~又は住民票（個人）~~

※個人にあつては、住民基本台帳法の一部改正により、令和4年8月20日以降は住民票の写しの添付が不要になりました。

- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状の写し又は技術者証の写し）

○指定更新手数料

1件につき10,000円（非課税）

○指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ①講習会の受講状況
- ②業務内容（営業時間や漏水修繕等の可否等）
- ③主任技術者の研修受講状況
- ④配水管から分岐し給水管を設ける工事を施行する際に従事させる者の資格や経験

☆お問い合わせ☆

所沢市上下水道局窓口サービス課

☎04-2921-1086